

議員発案第 1 号

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書」を提出するものとする。

平成26年12月16日 提出

提出者 三条市議会議員 阿部 銀次郎

賛成者 三条市議会議員 名古屋 豊

同 三条市議会議員 西川 重則

同 三条市議会議員 小林 誠

同 三条市議会議員 野崎 正志

同 三条市議会議員 高坂 登志郎

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書

政府は、本年6月改訂の農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定したが、J Aグループは自主、自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき自己改革に取り組んでいる。

J Aグループは、自らの組織を農業者の職能組合と地域組合の性格を併せ持つ食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことを今後とも目指す基本方向としている。

このような中で、J Aグループが決めた基本方向と大きな乖離がある政府による農協改革が強行されるとすれば、農業の生産現場や地域に大きな混乱をもたらし、かえって改革の目的に逆行する事態を招きかねない。

政府における農協改革の検討は、農協が農業振興や地域活性化における役割を果たし、新農政の実践を地域において着実に進める観点から、J Aグループの自己改革を尊重し、その取組を後押しするものとなることが強く期待される。

よって、次の事項について強く要望する。

記

- 1 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農業協同組合法の目的に位置付け、事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2 准組合員は、農業や地域経済の発展を共に支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など地方創生のためにも准組合員の利用制限は行わないこと。
- 3 J A・連合会の協同組合としての事業や組織を制約する事業方式やガバナンス制度、法人形態の転換等は強制しないこと。
- 4 自立した農協の自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談や監査の機能を十全に発揮できるよう、農業協同組合法上に位置付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

三条市議会議長 森 山 昭

〔提出先〕

内閣総理大臣 内閣官房長官 内閣府特命大臣 農林水産大臣